

狛江市中期財政計画

財政規律ガイドライン

狛江市

平成 24 年 11 月

目 次

1	中期財政計画策定の目的	1
2	計画期間等	1
	（1）計画期間	
	（2）対象範囲	
	（3）進捗管理・公表	
3	狛江市の財政状況について	2
	（1）歳入の状況	
	（2）歳出の状況	
4	財政規律（基準）	4
	（1）決算剰余金の 1/2 以上を積み立て	
	（2）連結負債残高を維持	
	（3）市債発行額（事業債・臨時財政対策債）の基準	
5	基金の考え方（残高目標額等）	8
	（1）財政調整基金	
	（2）減債基金	
	（3）公共施設整備基金	
	（4）公共施設修繕基金	
	（5）清掃施設整備基金	
	（6）緑化基金	
	（7）土地開発基金	
6	財政指標目標値（平成 27 年度決算）	10
	（1）経常収支比率（発行可能額を算入した場合）	
	（2）実質公債費比率	
	（3）将来負担比率	
	（4）財政調整基金残高	
7	中期財政見通し（平成 25 年度から平成 27 年度）	12
	（1）基本的な考え方	
	（2）推計条件	
	（3）財政見通し	
	（4）基金の推移	

1 中期財政計画策定の目的

生産年齢人口の減少や景気の低迷による市税収入が落ち込む一方で、高齢化の進展等により社会保障関係費が増大しています。市財政の弾力性を示す経常収支比率が 90% を超える現在の厳しい財政状況の中で、継続的かつ安定的に市民ニーズに対応した行政サービスの提供など、基礎的自治体としての責務を今後も遂行していくためには、健全な財政運営と財政基盤の確立が不可欠となっています。

そのためには、市財政の現状を正確に認識し、現状分析に基づき中期的な財政収支を見通すことにより歳入と歳出の乖離を測定することで、健全な財政運営等を実現するために必要となる歳出の削減や基金、市債の計画的な活用などの目標を定め、目標達成に向けた不断の取り組みが必要となります。

財政の健全性を確保し、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするため中期財政計画を策定します。

2 計画期間等

(1) 計画期間

計画期間は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年とします。また、策定後の状況の変化を反映するため財政見通しについては毎年度修正を行い、計画期間を延伸するとともに、その最終年度の財政指標目標値を設定するものとします。

財政規律（基準）と基金の考え方（残高目標額等）については、基本的事項であり、大きな状況の変化がない限り、そのまま引き継ぐものとします。

(2) 対象範囲

基本的には一般会計を対象としますが、負債額など一部においては特別会計や一部事務組合等も含めるものとします。

(3) 進捗管理・公表

財政計画については予算編成において目標・指針とするだけでなく、その結果については、各年度、決算に基づき公表するなど進捗管理を行います。目標を達成できなかった場合には、その原因もあわせて公表することで、計画の実行性を担保するものです。

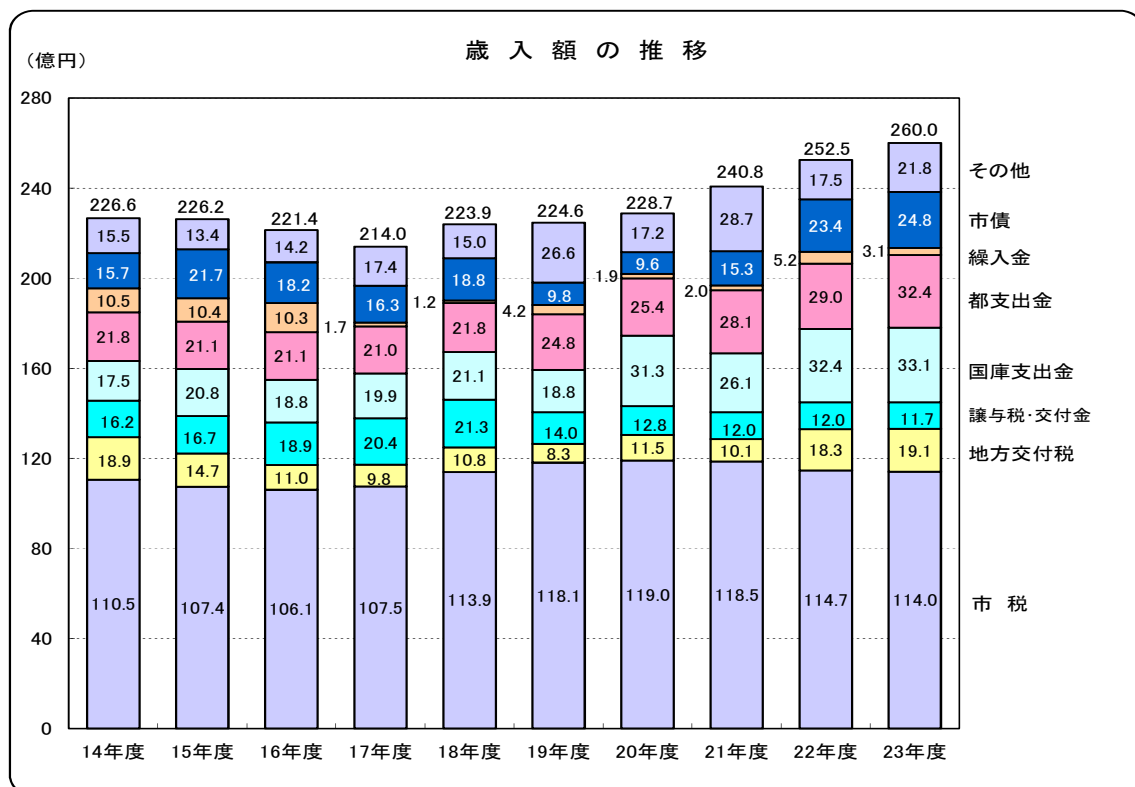
3 狛江市の財政状況について

(1) 歳入の状況

市の歳入の根幹である市税収入は、平成 23 年度決算では、114 億 107 万 5 千円、対前年度比で 6,657 万 1 千円、0.6%の減となっています。市税の推移を見ると、税源移譲のため住民税率を 10%とするフラット化による影響で平成 19 年度は対前年度比 4 億 2,338 万円の増額になりましたが、その後は減少傾向にあり、平成 19 年度との比較では平成 23 年度は 4 億円以上の落ち込みとなっています。

地方交付税は、三位一体の改革における地方交付税改革により、平成 16 年度の交付額は前年度を 3 億円以上、臨時財政対策債を合わせると 7 億円以上もの大幅な減額となり、財政調整基金の活用などで一般財源の不足に対処した経過があります。

市債のうち都市基盤整備や公共施設整備実施の財源としての事業債については、毎年度 10 億円以下と抑制していましたが、平成 23 年度は 10 億円を超えています。臨時財政対策債については、発行可能額まで毎年度発行することで一般財源の不足を補っている状況です。



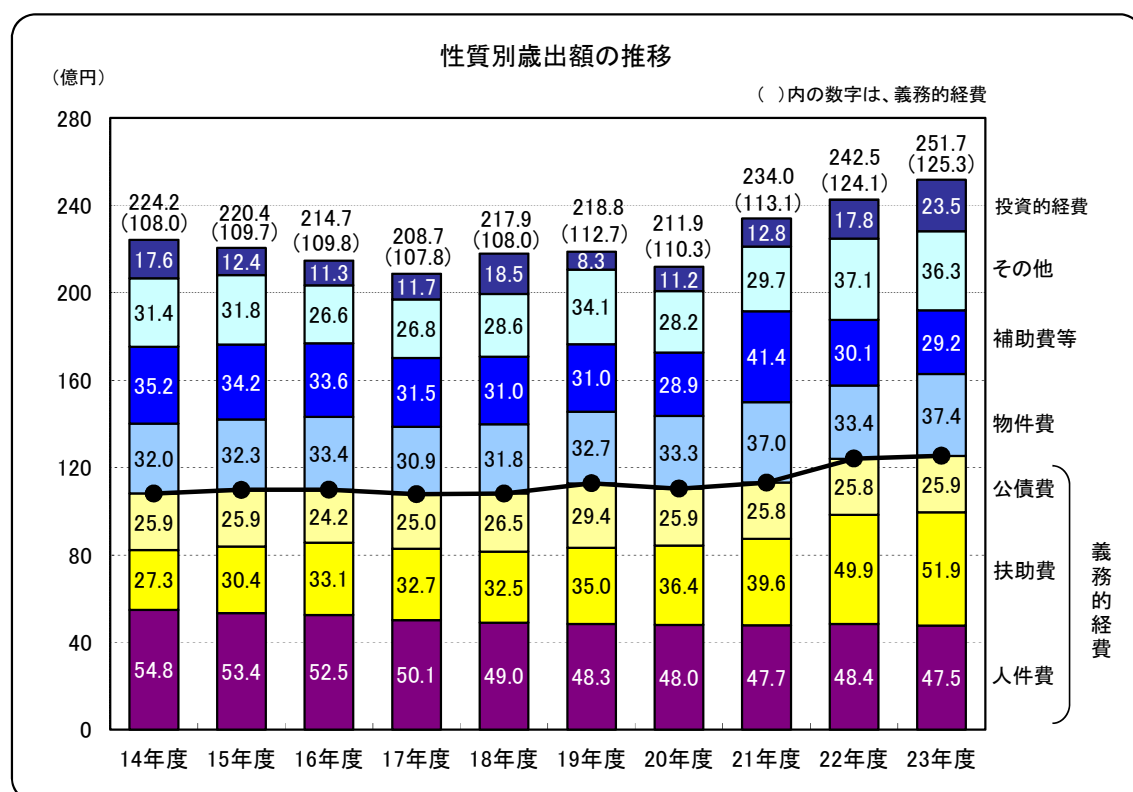
(2) 歳出の状況

歳出では、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費が平成23年度決算では125億3,115万2千円となり、10年間で約17億円の増となっています。

扶助費は子ども手当、乳幼児等の医療費助成、障がいサービス費や生活保護費等により10年間で25億円ほど増加しています。借り入れた市債の元利償還金の合計額である公債費は、毎年度26億円前後で推移しています。

投資的経費は、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいいます。大規模事業の実施等により増減を繰り返して推移していますが、平成19年度以降増加傾向となっています。

物件費は、義務的経費や補助費、投資的経費等以外の委託料、リース料など消費的な性質をもつ経費をいいます。物件費は10年間で5億円以上増加していますが、民間技術・知識の活用、情報化など業務の効率化を図るために推進してきた経過もあり、その増加はやむを得ない面もあります。



4 財政規律（基準）

規律ある財政運営を行うために守るべき財政規律（基準）として、次の３点を設定します。

（１）決算剰余金の 1/2 以上を積み立て

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 7 条において「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」と規定されています。

狛江市においては、一般会計決算の実質収支額の 1/2 以上を翌年度までに基金に積み立てるように努めます。

【参考 ①】（X 年度一般会計決算）

歳入総額（A）	25,000,000 千円
歳出総額（B）	24,400,000 千円
翌年度へ繰り越すべき財源（C）	30,000 千円
実質収支額（A－B－C）	570,000 千円
実質収支額×1/2	285,000 千円

X＋1 年度中に基金に 2 億 8,500 万円以上を積み立てるものです。

（２）連結負債残高を維持

公共施設の整備等には多額の財源を必要とするため市債を発行し、後年度に分割返済することで年度間の財源調整を行い、負担を平準化することができますが、現状において、公債費負担はすでに多額であり財政状況を圧迫する要因となっています。これ以上の負担増を回避し、負担軽減を図るため、連結ベースでの負債残高について前年度数値を上回らないように努めます。

連結ベースとは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）における将来負担比率の対象となる一般会計、特別会計、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等とします。また負債残高についても基本的な考え方は将来負担比率を算出する際の「将来負担額」としますが、特別会計における市債残高はそのまま加えるものとします。（将来負担比率においては一般会計が負担すべき額として算出されます。）

【参考 ②】（平成 23 年度決算）

将来負担比率における将来負担額を用いるもの

地方債の現在高（一般会計市債残高）	21,467,966 千円
債務負担行為に基づく支出予定額	427,927 千円
組合負担等見込額	296,543 千円
退職手当負担見込額	5,097,500 千円
設立法人の負債額等負担見込額	0 千円
連結実質赤字額	0 千円
組合連結実質赤字額負担見込額	0 千円

独自基準として負債額として用いるもの

公共下水道特別会計市債残高	4,209,001 千円
駐車場事業特別会計市債残高	160,459 千円
国民健康保険特別会計市債残高	242,592 千円

連結負債残高 31,901,988 千円

（３）市債発行額（事業債・臨時財政対策債）の基準

後年度の公債費負担の抑制を図るため、一般会計における市債の発行額に以下の基準を設けます。

【事業債発行額の基準】

各年度における事業債の発行額は、当該年度の事業債元金償還額以内に努めます。事業債としてのプライマリーバランスを保つことで、事業債残高の減少に努め、公債費負担の軽減を図ります。公共施設の老朽化対応などに対する財政負担も見込まれますが、計画期間内（平成 25 年度から平成 27 年度）については、各年度の事業債発行額を 10 億円以内とするように努めます。

【臨時財政対策債発行額の基準】

臨時財政対策債の発行可能額は、普通交付税の算定過程において、各年度、自治体ごとに決定します。そして、臨時財政対策債の償還金（元金及び利子）は全額、後年度の基準財政需要額に算入されます。基準財政需要額の算入は発行可能額を基準に理論値（借入利率を国において決定）により算入されるため、発行を抑制することができれば、その分、後年度負担が軽減されます。

しかし、臨時財政対策債は普通交付税を補完する一般財源であることから、発行額の基準は設けませんが、抑制に努めます。

【市債発行額の基準】

各年度における市債の発行額は、当該年度の市債元金償還額以内に努めます。臨時財政対策債の発行可能額は、地方交付税となる国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の状況等に影響を受けて増減します。事業債と臨時財政対策債のバランスを考慮し、市債全体としてのプライマリーバランスを保つことで、市債残高の減少に努め、公債費負担の軽減を図ります。

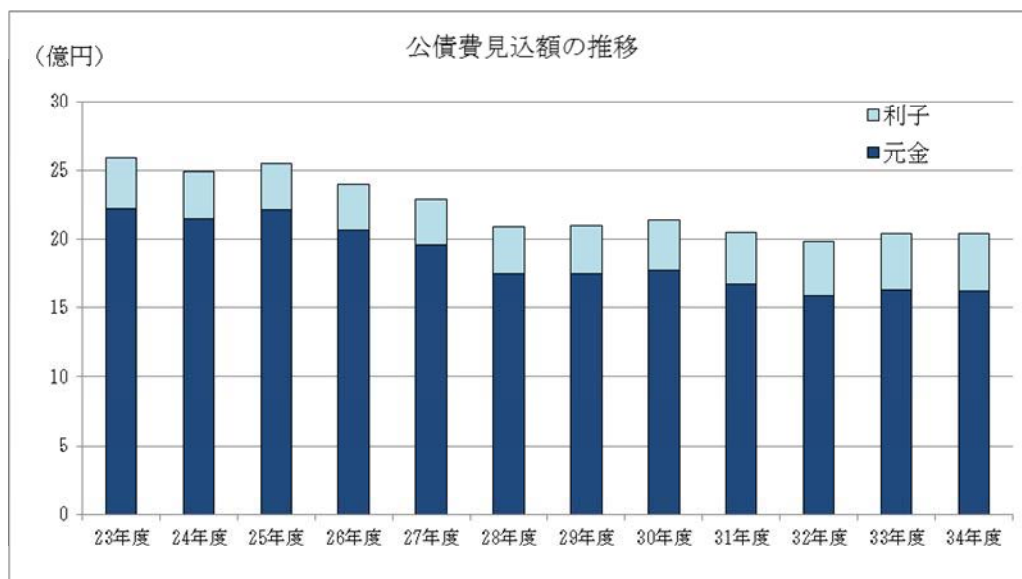
【参考 ③】

平成24年度一般会計予算額（第3号補正までを含む。）を反映した、平成25年度以降の元金償還見込額は以下のとおりです。

平成25年度	2,212,742 千円
平成26年度	2,062,656 千円
平成27年度	1,957,809 千円

【参考 ④】

仮に平成 25 年度以降、毎年度 20 億円を発行した場合、平成 25 年度以降の公債費見込額は以下のとおりです。(償還期間 20 年間、据置期間 3 年、利率 2 % と設定)



平成 32 年度には 20 億円を下回り、平成 25 年度との比較では、5 億円以上の軽減となります。(基準財政需要額に算入される市債の償還もあるため純減となるものではありません。)

参考④で示した前提条件で推移すると、平成 28 年度以降の元金償還額は、18 億円を下回る見込みです。市債全体においてプライマリーバランスは必要ですが、公共施設等の整備も必要であることから、平成 28 年度以降については、臨時財政対策債の状況を踏まえ、財政規律（基準）の見直しも検討することとします。

5 基金の考え方（残高目標額等）

各基金は条例により設置しています。それぞれの基金の役割を踏まえ、基金ごとの考え方を、次のとおりとします。

（１）財政調整基金

年度間の財源不足を調整する財政調整基金の平成 23 年度末残高は 6 億 4,381 万 6 千円で、市民一人あたりでは約 8 千円と多摩 26 市では 2 番目に少ない状況です。多摩 26 市の平均では市民一人あたり約 2 万円であり、狛江市では約 15 億円という状況です。各市の状況も踏まえ、標準財政規模の 10%（平成 24 年度では約 14 億 2,000 万円）を目標として、積み立てに努めます。

（２）減債基金

市債の償還財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するための減債基金の平成 23 年度末残高は 6,583 万 7 千円ですが、公債費のピークはすでに過ぎ、今後は減少傾向が予測されることから、新たな積み立ては行わず、現状を維持するものとします。（減債基金の運用益は減債基金に積み立てます。）

（３）公共施設整備基金

公用又は公共用に供する施設の整備（増改築を含む。）に係る資金に充てるための公共施設整備基金の平成 23 年度末残高は 7 億 1,219 万 2 千円です。公共施設の建替え財源の多くを市債に頼ると、後年度の公債費負担の増大につながります。市債に頼る額を少なくするため一定額を積み立て、各年度の財政状況に応じ、効果的に活用します。毎年度、行政コスト計算書（普通会計）の減価償却費の 10%程度（公共施設修繕基金積立金との合算）の積み立てに努めます。

（４）公共施設修繕基金

公用又は公共用に供する施設の修繕に係る資金に充てるための公共施設修繕基金の平成 23 年度末残高は 4 億 110 万 9 千円です。大規模改修に向けて一定額を積み立て、各年度の財政状況に応じ、効果的に活用します。毎年度、行政コスト計算書（普通会計）の減価償却費の 10%程度（公共施設整備基金積立金との合算）の積み立てに努めます。

【注釈】

公共施設の整備や大規模修繕の実施は、規模の大小はありますが、毎年度、実施しています。その財源の一部は一般財源を活用しています。

減価償却費の10%程度の積み立てには、当該年度の大規模修繕等に活用した一般財源も含めて考えるものとします。

【参考 ⑤】平成22年度決算

減価償却費	1,259,864 千円
10%程度	126,000 千円

（５）清掃施設整備基金

清掃施設の建設及び修繕に係る資金に充てるための清掃施設整備基金の平成23年度末残高は2億3,446万5千円です。多摩川衛生組合の炉は平成6年7月に着工し、平成10年3月に竣工しています。その当時（平成6年度から平成10年度）の建設費負担金は約9億円かかり、総額約285億円の地方債を発行したため、毎年度4億円以上の公債費負担金がかかっていました。いずれ訪れる炉の更新に備え、20億円を目標に積み立てに努めます。

（６）緑化基金

みどりの保護、育成及び緑地確保等の緑化事業の推進を図るための緑化基金の平成23年度末残高は5,610万5千円です。これまでと同様に緑のまちづくり協力金を積み立て、緑地確保等の財源として活用します。

（７）土地開発基金

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るための土地開発基金の平成23年度末残高は2,030万円です。土地開発基金による土地の取得は10年以上行っていないことから、残高を整理したうえで当面は基金として存続します。

6 財政指標目標値（平成 27 年度決算）

財政の健全化を目指し、計画期間の最終年度となる平成 27 年度決算における財政指標の目標値として、次の 4 点を設定します。

（１）経常収支比率（発行可能額を算入した場合）

経常収支比率には、分母である歳入経常一般財源等に減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を加えた場合と加えない場合の 2 通りの算出方法があります。臨時財政対策債については、自治体ごとに発行可能額が決められますが、発行可能額以内であれば、財政状況に応じて発行額を独自に決めることができます。ここでは臨時財政対策債については、発行可能額を全額借り入れたものと仮定し、これを分母に加えた数値での目標を設定します。

【分子】

分子となる歳出は扶助費や繰出金の増加が見込まれます。市債の発行抑制による公債費の減少や行財政改革の推進による経費の削減に努め、分子の減少を目指します。

【分母】

分母となる歳入は国の地方財政計画による影響が大きいものですが、市税の徴収強化などにより、市の努力により改善できる面もあることから、分母の増額を目指します。

【経常収支比率】

この手法により算出すると平成 23 年度決算では 92.5% で、多摩 26 市では 18 位となっています。平成 25 年度からは普通交付税の不交付団体は臨時財政対策債の発行ができなくなることも踏まえ、数値としては 90.0% 以下、順位としては 10 位以内を目標とします。

【参考 ⑥】平成 23 年度決算

26 市平均	91.1%
類似団体平均	90.8%

類似団体：

国立市・福生市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・あきる野市の 7 市

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は平成 23 年度決算では 5.8%で、多摩 26 市では 24 位となっています。公債費の抑制を図り、数値として 5.0%以下を目標とします。

【参考 ⑦】平成 23 年度決算

26 市平均	3.1%
類似団体平均	3.5%

(3) 将来負担比率

将来負担比率は平成 23 年度決算では 59.1%で、多摩 26 市では 24 位となっています。算定上、充当可能財源の状況にも影響されることから、公債費の抑制などにより、負債総額の減少を目指しますが、数値としては現状以下を目標とします。

【参考 ⑧】平成 23 年度決算

26 市平均	11.1%
類似団体平均	14.6%

(4) 財政調整基金残高

財政調整基金の残高は平成 23 年度末で 6 億 4,381 万 6 千円となっています。最終目標は標準財政規模の 10%ですが、平成 27 年度末までに残高を 12 億円とすることを目標とします。

7 中期財政見通し（平成 25 年度から平成 27 年度）

（１）基本的な考え方

財政見通しの推計方法については、平成 24 年度一般会計補正予算（第 3 号）までを反映した一般会計予算額をベースとして、平成 25 年度から平成 27 年度までの計画期間における歳入と歳出を見込んでいます。

（２）推計条件

	項目	推計条件
歳入	市税	景気回復等による所得の伸びと納税義務者数の減少を反映する。 市たばこ税・法人税については、平成 23 年度税制改正による増減を反映する。
	譲与税・ 交付金	景気回復等による伸びを反映する。地方消費税交付金は、消費税率の段階的な引き上げを反映する。
	地方交付税	平成 24 年度の算定結果を踏まえ、各年度の財源不足額から見込む。
	国・都支出金	事業費の増減を反映する。
	繰入金	公共施設整備計画事業の実施に合わせた基金繰入金を見込む。
	市債	事業債は、事業費から発行額を見込む。臨時財政対策債は一般財源の補てん措置として平成 25 年度以降も継続されるものとして見込む。
	その他	平成 25 年度に市有地（七小跡地）の売却収入を見込む。
歳出	人件費	各年度の定年退職者数をもとに退職手当組合負担金と新陳代謝による増減を見込む。給与改定は見込まない。
	扶助費	高齢化人口やこれまでの決算額の推移に新設保育園、障がいサービス費の増を見込む。
	公債費	既発債の償還計画に基づく元利償還金に、今後の市債発行額分を加算して見込む。
	積立金	平成 25 年度は市有地（七小跡地）売却収入を財源に各基金への積み立てを見込む。
	繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金は、高齢者人口の伸びを反映する。 介護保険特別会計繰出金は、介護保険事業計画から推計する。
	投資的経費	公共施設整備計画による事業費から見込む。
	その他	今後予定されている事業経費などから見込む。

(3) 財政見通し

一般会計歳入・歳出の財政見通し（平成 25 年度から平成 27 年度）

（単位：百万円）

	23年度決算	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	25,999	25,064	25,765	24,758	24,310
市税	11,401	11,218	11,325	11,419	11,452
譲与税・交付金	1,170	1,117	1,138	1,300	1,729
地方交付税	1,912	1,765	1,695	1,728	1,666
国庫支出金	3,309	3,064	3,179	3,204	3,309
都支出金	3,243	3,595	3,055	3,010	3,085
繰入金	310	401	755	789	300
市債	2,479	2,094	1,965	1,945	1,396
事業債	1,155	944	715	845	796
臨時財政対策債	1,324	1,150	1,250	1,100	600
その他	2,175	1,810	2,653	1,363	1,373
歳出	25,056	25,064	25,920	24,808	24,310
人件費	4,754	4,771	4,789	4,831	4,693
扶助費	5,188	5,293	5,788	5,950	6,125
公債費	2,589	2,518	2,557	2,403	2,298
補助費等	2,919	3,026	2,756	2,756	2,756
積立金	609	81	1,300	0	0
繰出金	2,930	3,030	3,023	3,108	3,151
投資的経費	2,348	2,623	2,276	2,164	1,817
その他	3,719	3,722	3,431	3,596	3,470
歳入歳出差引	943	0	△155	△50	0

平成 25 年度は 1 億 5,500 万円、平成 26 年度は 5,000 万円の収支不足が見込まれます。平成 27 年度は公債費の減少もあり、収支は均衡する見込みですが、3 年間の累計では 2 億 500 万円の収支不足が見込まれます。この収支不足を解消するためには、行財政改革による経費の削減や収入の強化、財政調整基金の活用が必要です。

(4) 基金の推移

(単位：百万円)

区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財政調整基金	積立額	328	27	400	0	0
	取崩額	0	0	0	165	0
	残 高	644	671	1,071	906	906
減債基金	積立額	0	0	0	0	0
	取崩額	26	0	0	0	0
	残 高	66	66	66	66	66
公共施設整備基金	積立額	0	0	600	0	0
	取崩額	265	300	410	400	200
	残 高	712	412	602	202	2
公共施設修繕基金	積立額	200	0	300	0	0
	取崩額	0	80	320	200	100
	残 高	401	321	301	101	1
清掃施設整備基金	積立額	50	50	0	0	0
	取崩額	0	0	0	0	0
	残 高	234	285	285	285	285
緑化基金	積立額	31	4	0	0	0
	取崩額	0	0	25	24	0
	残 高	56	60	35	11	11
土地開発基金	積立額	0	0	0	0	0
	取崩額	0	0	0	0	0
	残 高	20	20	20	20	20
合計	積立額	609	81	1,300	0	0
	取崩額	291	380	755	789	300
	残 高	2,134	1,835	2,380	1,591	1,291

※基金残高は各年度末現在

基金の積み立てについては、平成25年度において市有地売払収入13億円を財源として、財政調整基金に4億円、公共施設整備基金へ6億円、そして公共施設修繕基金へ3億円の積み立てを見込んでいます。

基金の取り崩しについては、公共施設整備計画による施設整備への活用を見込んでいます。また、平成26年度においては、特別養護老人ホーム建設への補助金の財源として財政調整基金の取り崩しを見込んでいます。

基金の考え方に基づき、決算剰余金などにより基金の積み立てに努めます。

登録番号(刊行物番号)

H24-24

狛江市中期財政計画 財政規律ガイドライン

平成24年11月発行

発行 狛江市

編集 狛江市企画財政部財政課

狛江市和泉本町1-1-5

電話03(3430)1111

印刷 市内印刷

頒布価格 20円